

諫早労働基準監督署発表
令和3年3月17日（水）

担当	諫早労働基準監督署
	署長 竹永剛 監督課長 徳永幸治 (電話) 0957-26-3310

労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～墜落防止措置が講じられていなかった疑い～

諫早労働基準監督署は、本日、元請事業者の実質的代表者及び下請事業者の株式会社茂見塗装とその代表取締役を労働安全衛生法違反の疑いで、長崎地方検察庁に書類送検しました。

【事件の概要】

令和2年6月10日、諫早市小川町の2階建て個人住宅の新築工事現場において、地上から高さ3.2メートル以上の足場床上で作業員に塗装作業を行わせる際に、墜落防止措置を講じていなかった疑い。

1 被疑者

- (1) 元請事業者：山本住宅建設^{やまもとじゅうたくけんせつ} 実質的代表者A
所在地：長崎県諫早市小川町
事業内容：一般建築業
- (2) 下請事業者：株式会社茂見塗装^{しげみとそう}
所在地：長崎県諫早市小川町
事業内容：一般建築塗装工事業
- (3) 株式会社茂見塗装 代表取締役B

2 違反条文

被疑者A、被疑者株式会社茂見塗装、被疑者Bいずれも労働安全衛生法違反

- (1) 被疑者Aについて
同法第31条第1項（注文者の講ずべき措置）
労働安全衛生規則第653条第1項（物品揚卸口等についての措置）
同法第119条第1号（罰則）

(2) 被疑者株式会社茂見塗装、被疑者Bについて

同法第21条第2項（事業者の講ずべき措置等）

労働安全衛生規則第519条第1項（墜落防止設備の措置）

同法第119条第1号（罰則）

同法第122条（両罰規定）

3 災害の概要

令和2年6月10日、諫早市小川町の2階建て個人住宅の新築工事現場において、地上から高さ3.2メートルの足場床上で、被疑者株式会社茂見塗装が自社の労働者Cに建物の塗装工事に係る養生の片付け作業を行わせていたところ、Cが地上へ墜落する災害が発生しました。

この結果、Cは重篤な障害を伴う怪我を負いました。

4 被疑内容

労働安全衛生法では、高さ2メートル以上の場所で作業を行う場合、墜落による危険を防止するため、手すり等の墜落防止設備を設けることが規定されていますが、本件災害発生当時、このような墜落防止措置が講じられていなかった疑いがあります。

本来、労働者を雇用する事業主は、その労働者の作業に関して安全措置を講ずる義務を負いますが、建設現場においては、請負契約が数次にわたり複数の関係請負人が混在して作業することが多く、また、労働災害の発生率も高くなっていることから、労働安全衛生法上元請事業者に対して特別の規制が定められています。

このため、本件については、元請事業者も、同法での墜落防止措置を講じる必要があったにも関わらず、当該措置を怠った疑いがあります。

5 参考事項

令和2年1年間の県内の建設業における休業4日以上労働災害発生件数は、222件（速報値）となっており、このうち4件が死亡災害です。

また、過去4年間では、平成29年201件、平成30年207件、平成31年・令和元年205件と、毎年200件を超える災害が発生しており、年々増加傾向にあります。

このような災害発生状況等を踏まえ、諫早労働基準監督署は、今後も重篤な労働災害を発生させた事業者に対しては、司法処分も含め、厳正に対処していく方針です。

○労働安全衛生法

(事業者の講ずべき措置等)

第21条 事業者は、掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(注文者の講ずべき措置)

第31条 特定事業の仕事を行なう注文者は、建設物、設備又は原材料(以下「建設物等」という。)を、当該仕事を行う場所においてその請負人(当該仕事の数回の請負契約によつて行われるときは、当該請負人の請負契約の後次のすべての請負契約の当事者である請負人を含む。第31条の4において同じ。)の労働者に使用させるときは、当該建設物等について、当該労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(第2項 略)

(罰則)

第119条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第14条、第20条から第25条まで、第25条の2第1項、第30条の3第1項若しくは第4項、第31条第1項、第31条の2、第33条第1項若しくは第2項、第34条、第35条、第38条第1項、第40条第1項、第42条、第43条、第44条第6項、第44条の2第7項、第56条第3項若しくは第4項、第57条の4第5項、第57条の5第5項、第59条第3項、第61条第1項、第65条第1項、第65条の4、第68条、第89条第5項(第89条の2第2項において準用する場合を含む。)、第97条第2項、第105条又は第108条の2第4項の規定に違反した者

(第二号から第四号 略)

(両罰規定)

第122条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第116条、第117条、第119条又は第120条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○労働安全衛生規則

(墜落防止設備の措置等)

第519条 事業者は、高さが2メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等(以下この条において「囲い等」という。)を設けなければならない。

(第2項 略)

(物品揚卸口等についての措置)

第653条 注文者は、法第31条第1項の場合において、請負人の労働者に、作業床、物品揚卸口、ピット、坑又は船舶のハッチを使用させるときは、これらの建設物等の高さが2メートル以上の箇所で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるところに囲い、手すり、覆い等を設けなければならない。ただし、囲い、手すり、覆い等を設けることが作業の性質上困難なときは、この限りでない。

(第2項 略)